

～全ての生徒が安心して教育を受けられるために～

高校生等向け

しょうがく きゅうふきん 高校生等奨学給付金を支給します

(福岡県私立高校生等奨学給付金募集要項(新入生早期分))

福岡県では、授業料以外の教育費の負担を軽減するために返済不要の「高校生等奨学給付金」を支給します。対象となる世帯は、忘れずに御申請ください。

令和8年度に入学された方で、奨学給付金の早期支給(4～6月分)を希望する場合は、申請してください。(希望されない場合、通常申請(年額分)の申請を行い、支給対象となれば年額分の支給が可能です。ただし、審査対象となる課税年度が異なるため、御注意ください。)なお、早期支給の申請をされた場合は、残りの支給額(7～3月分)の受給のためには、通常申請が必要となります。

1 対象となる世帯

令和8年4月1日現在、次の全てに該当する世帯

①保護者等(※)が福岡県内に住所を有すること

※親権者2名(ひとり親等の場合は親権者1名、親権者がいない場合は未成年後見人、未成年後見人がいない場合は生徒の生計を維持しているもの1名、生徒の生計を維持しているものがない場合は生徒本人)

②生徒が私立高等学校等(※)に在学していること

生徒が高等学校等就学支援金(又は学び直し支援金)の支給を受ける資格を有する者であることが必要です

※ 私立中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1～3学年)、専修学校(高等課程)、等を含みます。

③生徒の国籍、在留資格が下記のいずれかに該当すること

(1)日本国籍 (2)特別永住者 (3)永住者 (4)日本人の配偶者等 (5)永住者の配偶者等

(6)定住者(日本に永住する意志あり) (7)家族滞在(小学校及び中学校を卒業した者であって
高校卒業後に日本で就労する意志あり)

④ 下記のいずれかの区分に該当すること

- ・ A 生活保護受給世帯(高校生等本人に係る生業扶助を受給していること)
- ・ B 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税
- ・ C 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が 105,500 円未満
- ・ D 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満

※下記の生徒は A または B の世帯区分に該当している場合のみ対象となります。

- ・ 生徒が③に挙げる国籍、在留資格に該当しない場合
- ・ 外国人学校の生徒

ただし、以下の要件に該当する場合は対象外となります。

- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている者
- ・他の都道府県又は教育委員会が支給する奨学のための給付金の支給対象となった者
- ・保護者等の中に、令和7年1月1日時点で海外に居住しており、住民税の課税情報が取得できない者がいる場合
- ・令和8年4月1日以降に入学した新入生で、在留資格が留学である者

2 奨学給付金の早期支給額

世帯区分	課程	早期支給額
A 生活保護(生業扶助)受給世帯	全日制・定時制	13,150円
	通信制	
B 住民税所得割非課税世帯	全日制・定時制	38,000円
	通信制	13,025円
C 住民税所得割 105,500 円未満	全日制・定時制	12,667円
	通信制	4,342円
D 住民税所得割 105,500 円以上 182,500 円未満	全日制・定時制	9,500円
	通信制	3,257円

3 申請手続について

福岡県の申請期限:令和8年7月31日(金)

- 提出先は学校となります。

※学校指定の提出期限を厳守してください。

- 奨学給付金については福岡県庁ホームページにも掲載しています。

(URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/h26-shogakukyuhukin.html>)

※生徒一人につき、それぞれ申請が必要です。兄弟姉妹の提出漏れがないよう十分に注意してください。

※基準日時点(4月1日)で保護者等が福岡県外に在住する生徒は、保護者等が在住する都道府県に申請してください。

4 支給方法及び注意事項

- 支給決定後、学校を通じて振込予定日を記載した支給決定通知書を送付し、申請者の指定する口座に振り込みます。新入生早期分の支給日は、8月下旬から9月上旬の予定です。**支給決定通知前に振込日をお問い合わせいただいても回答できかねますので、ご了承ください。**
- 支給は原則として学校毎の審査が終了したものから順次行いますが、書類不備等により学校毎の審査完了までに時間を要する場合は、支給時期が遅くなることがあります。
- 申請後、奨学給付金支給口座の凍結や名義変更が発生した場合は、速やかに学校に連絡してください。(連絡が遅れると、給付金の支給ができなくなる場合があります。)
- 奨学給付金の支給口座については、控えを取る等して必ず忘れないようにしてください。(個人情報となりますので、お問い合わせに対して回答を差し控えさせていただくことがあります。)

5 申請書類

以下の提出書類①～③を全て準備いただき、提出をお願いします。

①は全員提出とし、②、③については、区分に応じて必要な書類を提出してください。

種類	対象者	提出書類
① 共通書類	申請者全員	・福岡県高校生等奨学給付金申請書(様式1-3【高校生早期】) ※通帳の見開き部分の写し等(金融機関名、支店名、口座番号、名義人などの分かるもの)を貼付
② 世帯区分別の提出書類	生活保護受給世帯	・生活保護受給証明書 (令和8年4月1日現在で生業扶助を措置していることを証明するもの) ※写しの提出可。保護証明書の発行窓口で発行可能。 ※必ず基準日以降に発行したものを提出してください。
	生活保護受給世帯以外	・保護者等全員分の 令和7年度課税証明書又は非課税証明書等(写しの提出可)
③ 生徒の国籍別の提出書類	生徒が日本国籍	・就学支援金支給決定通知の写し (又は学び直し支援金、高校生等・新修学支援支給決定通知の写し) ※就学支援金支給決定通知未受領の場合は、 ・生徒本人の住民票(本籍の記載のあるもの、原本で提出)
	生徒が日本国籍以外	・就学支援金支給決定通知の写し (又は学び直し支援金、高校生等・新修学支援支給決定通知の写し) ※就学支援金支給決定通知未受領の場合は、下記の書類のいずれかを提出 ・特別永住者証明書の写し ・在留カードの写し ・生徒本人の住民票(国籍・在留資格・在留期間の記載のあるもの) 在留資格が家族滞在の場合下記の2点も併せて提出 ・日本の小学校の卒業証明書(写し可) ・日本の中学校の卒業証明書(写し可)

6 家計急変世帯への支援について(新入生早期分)

令和7年1月1日～令和8年4月1日の期間に災害等により収入が減少した結果、「1 対象となる世帯」④の世帯区分 B、C、D に相当する状況となった世帯が対象です。

申請期限は令和8年7月31日(金)です。

令和8年1月1日以降に家計が急変した場合は、通常申請(年額分)での家計急変の申請対象となります。(通常申請分の募集要項をご確認ください。)なお、新入生早期分を受給した場合は、残りの支給額について再度申請が必要です。

※申請区分は、家計急変以外の申請の場合と同じです。(生活保護区分は家計急変の対象外です。)

※申請先となる都道府県は、基準日(申請日の翌月1日(申請日が1日の場合はその日))に保護者等が在住している都道府県です。

提出書類

- ・ 福岡県高校生等奨学給付金申請書(様式1-4【高校生早期急変】)
- ・ 高校生等奨学給付金(家計急変)申立書
- ・ 通帳の見開き部分の写し等(金融機関名、支店名、口座番号、名義人などの分かるもの)
- ・ 令和7度課税証明書(写しの提出可)
- ・ 家計急変後の収入を証明する書類
※詳細は、申請書別紙「家計急変対象者であることの証明書類一覧表」を確認してください。
- ・ **5 申請書類** に記載の国籍、在留資格ごとの添付書類

給付額について

新入生早期の支給額と同額(年額の4分の1)を支給します。

収入基準について

確認書類をもとに、家計急変発生後1年間の年収を推計し、所得割合算額の見込が非課税の世帯に該当するか判断します。

- ・ 収入見込額には退職金等の一時的な所得のほか、失業手当や傷病手当等の非課税所得は含めないものとします。
- ・ 会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で年収を推計する場合は、次の計算方法によるものとします。

原則として、(3か月の平均給与月額×12月)+賞与(見込)額

ただし、追加書類の提出を求める場合があります。

お問合せ先・申請書提出先

福岡県 人材育成・活躍推進部 私学振興・青少年育成局 私学振興課 修学支援係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話 092-643-3139

